

山梨県公報

号外第十七号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例……………

条例のあらまし

1 山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(税務課)
地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 不動産取得税

(1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率(本則四%)を3%とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(二) 自動車取得税

(1) 低公害車・低燃費車(新車に限る。)に係る自動車取得税の特例措置について適用対象等の見直しを行った上、適用期限を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 低公害車・低燃費車(新車を除く。)に係る自動車取得税の特例措置について適用対象等の見直しを行った上、適用期限を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 一定の先進安全自動車及び一定のリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設することとした。

(三) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化する等所要の見直しを行ったうえで、適用期限を二年延長することとした。

条 例

(四) 軽油引取税

課税免除の特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十一号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第六条第一項第二号八中、「及び第十条の三」を「から第十条の三の二まで」に改める。

附則第十条中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。
附則第十条の二中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

附則第十条の三第一項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中、「附則第十条の二第二項若しくは第三項」を「前条第一項」に改める。

附則第十条の五第一項及び第三項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条中、「第二十二項」の下に、「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項(同条第四項及び第七項に係る部分に限る。)、第九項及び第十項(同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。)」を加える。

附則第十二条中、「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に改め、「第五号」の下に「又は同法第七十条の四の二第七項」を加え、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法」を「(同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法」に改める。

附則第十二条の五第一項中、「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号イに掲げる軽油自動車」を「次に掲げ

る自動車（第九十条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の五の四までにおいて同じ。）に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十二条の五の四第一項において同じ。）
- 二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量）同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十二条の五の四第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日（以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。附則第十二条の五の四において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。同条第一項において同じ。）
- 四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）
 - イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
 - (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において

- 「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）
 - イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの
 - ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第四号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」とあるのは、「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十二条の五第二項中「(第九十条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の五の四までにおいて同じ。)」を削り、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号ロに掲げる軽油自動車又は附則第十二条の五の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「前条」を「附則第十二条の五の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五

を乗じて得た数値以上であること。

八 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第三項中「前条又は前項」を「前項又は附則第十二条の五の四

第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第四項を次のように改める。

4 第二項（第一号に係る部分に限る。）及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは、「前条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは、「前条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の五の二第五項から第八項までを削る。

附則第十二条の五の四第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第十二条の五の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第三項とする。

一 附則第十二条の五の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

一 附則第十二条の五の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

一 附則第十二条の五の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十二条の五の二第三項第二号八又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の五の四第三項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で府令で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の五の四第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で府令で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で府令で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（府令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で府令で定めるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（府令で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で府令で定めるものに適合するもの

附則第十二条の五の四第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十二条の五の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

一 附則第十二条の五の二第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十二条の五の二第二項第二号八又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の五の四に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車

二 附則第十二条の第五項第二号に掲げる天然ガス自動車
三 充電機能付電力併用自動車

四 附則第十二条の第五項第四号（同条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五 附則第十二条の第五項第五号イに掲げる軽油自動車
六 附則第十二条の第五項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の第六項中、「とする自動車」を「とする自動車
内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「定めるもの
並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車
（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用い
るものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法
第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるも
のをいう。第三項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三
十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一
日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号イ中「車両総重量」を
「道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において
「車両総重量」という。）に、「平成十七年天然ガス軽量車基準」を「同法第四十一条の
規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出
ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項に
おいて「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平
成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に改め、同号ロ中「平成十七年天然ガス重量
車基準」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用さ
れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号にお
いて「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に改め、同項第三号中「（内燃機関
を有する自動車）併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであ
つて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十
四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをい
う。」を削り、「備えているもので府令で定めるものをいう」の下に、「次項において
同じ」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率」を「エ
ネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率
（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定
により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエ
ネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成
二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項に

において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸
化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以
降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で
府令で定めるもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」と
いう。）に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日ま
で」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一
年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三
十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平
成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十
月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十
二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府
令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素
酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

附則第十二条の第六項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年
以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項にお
いて「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同
号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十二条の第六項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数
値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平
成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一
日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限
り、当該自動車」が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平
成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項、
第四項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読
み替えて準用する場合を含む。）に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次
の一項を加える。

6 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネ
ルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を
算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する
方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて
準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平

成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の十三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）の施行の日又はこの条例の施行の日（第三条及び第四条において「施行日」という。）のいずれか遅い日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（次条第一項、附則第四条及び附則第五条において「新条例」という。）附則第六条の規定は、平成二十四年度以後の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にこの条例による改正前の山梨県県税条例附則第十条の二第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例附則第十二条の六の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税に

ついて適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番